

ぎ、大小將に班し、御使役・表御納戸奉行・奥御納戸奉行・大小將横目から次第に昇進して御持簡頭に至り、元祿十五年百五十石を加へ、寶永五年六十六歳を以て歿した。

サイトウヨシハル 齋藤好玄 父は好久。

明應九年京都に生まれ、祖父國好に従うて加賀富樫郷に移り、大永元年管領細川高國に依つて將軍足利義晴に見えた。六年安藝守に任じ、河内磐田邑を賜ひ、七年三好海雲を桂川に拒いで功あり、義晴自らその旗に天下無雙馬之上達者と大書した。天文七年能登郡の地を加賜せられ、義輝に取法を師範し、永祿中馬術傳書三十卷を献じたが、義輝の害に遇つた後世大に亂れたから、好玄は更に傳書を白山寶殿に納め、元龜三年五月廿三日能登で歿した。年七十三。その子好則は大永二年河内磐田に生まれ、天文十年下野守に任ぜられ、後に能登に住した。

サイトウヨシヒサ 齋藤好久 父は國好。

應仁二年加賀富樫郷に生まれた。初名甚之助、尋いで左兵衛と稱し、長享元年備前守に任じ、京に在つて、文龜元年八月三日父に先だち歿した。年三十四。

サイトウヨシユキ 齋藤好之 通稱主馬。

横山武右衛門の弟。前田利常の祿する所となつて三百石を受け、御小將に班した。子孫相繼いで藩に仕へる。

サイトウヨシユキ 齋藤善之 通稱兵右衛門。

初め奥村丹後守に仕へ、文政十年召出されて三百二十石を受け、組外に列し、御勝手方別段御内用の事務を掌つたが、先主方に於いて不届の行爲あるを以て、十一年五月晦越中五ヶ山流刑を宣告せられ、八月二十日配所に出發、安政二年九月二日六十一歳を以て病死した。

サイトウリウウサエモン 齋藤龍左衛門

享保四年御馬乗として十人扶持を賜はり、十三年又十人扶持を増し、元文元年新知百石を得て組外並に班し、寛延元年五十七歳を以て歿。子龍太夫公當、明和八年河北郡谷内山に變死して家斷絶した。

サイトクジ 西徳寺 鹿島郡上湯川に在つて、眞宗西派に屬する。

サイネンジ 西念寺 石川郡松任に在つて、眞宗東派に屬する。

サイネンジ 西念寺 河北郡東蚊ヶ爪に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治十二年六月寺號の公稱を許された。

サイネンジ 西念寺 羽咋郡安部屋に在つて、眞宗東派に屬する。

サイネンジ 西念寺 鹿島郡小島に在つて、淨土宗に屬する。もと天台であつたが、承應中十五代榮長の時改宗した。寺藏に繡製阿彌陀三尊像堅二米三二種・横八三種があり、支那舶載のものとも鎌倉時代の作とも言はれ、昭和十年九月重要美術品に指定せられた。

サイネンシンボ 西念新保 石川郡戸板郷に屬する部落。

サイネンドウジヨウ 西念道場 石川郡西念新保の眞宗道場であつた。龜尾記に、昔西念坊といふ者こゝに住したが、柴田勝家討入の時に戦死した。またこの村に又右衛門といふ農民の道場があつて、蓮如上人の舊跡といひ、毎年三月廿五日披露をなすと記する。

サイノカハラ 塞河原 白山々中不動瀧の上流萬歳谷の東隣の溪谷をいふ。白山遊記に

『御前より西北少しく斜にして盡くる所を塞乃迦波羅といふ。地藏堂あり。而して銅像は今現に白峰村林西寺に安んず。』といふもの、又越前名蹟考に『千蛇ヶ池の雪をわたりて行く西のかたに、さいの河原とてあり。參詣の人石を積重ねたり。』とあるもの、その他白山遊覽圖記に尾添から登山路の千翠ヶ鼻（今馬の背越）の上に塞の河原があると記されるもの、これらは今いづれも塞の河原とは言はぬ。

サイバン 裁判 加賀藩の裁判は公事場に於いて公事場奉行が之を行つた。初め式日毎に年寄一人必ず出廷して訊問に興り、年寄中の協議によつて判決を興へたが、萬治の頃から前田綱紀の親裁主義により、凡べて藩侯の下知を仰ぐことになり、又元祿七年からは、年寄の訊問に興ることを廢し、毎月廿七日出席して、訊問の終結した犯罪者に面接し、口書の讀上を聴取した後、藩侯に上申することになった。但し後には政務の多端となつた結果、輕易なる事件は年寄限りで判決することもある。訊問の方法は、口頭にてするを詮議といひ、痛苦を興へて白状せしめるを吟味といふ。吟味は藤内之を行ひ、竹刀を以て頭又は耳を打つもの、棒を以て臀を打つもの、二本の棒を以て脚を挿むもの、三種があつた。更に進んで、責道具を用ひる時は、之を拷問といふ。併し士人に對してはその名譽を尊重して、斷罪の手續を一般と異にした。凡そ士人の罪を犯した者ある時は、概ね組頭・親類又は組中に身柄を責付し、公事場奉行等その家に臨んで訊問し、刑を裁量した後藩侯に上申して決定を待つ法であつた。又

その裁判を組頭或は主人に委任することがあつて、當に輕微の刑のみならず、死刑・追放をすら稟請したことがある。この場合に若し主人が裁判の任に當れば、その罪狀と處分を文書に認め、組頭の奥書を得、月番年寄に提出し、公事場奉行の協議によつて採否を定めただのである。但し罪狀の特に憎むべき者、若しくは破廉恥に關する者は、士籍を剝奪した後公事場の揚屋に收容し、庶民と同一の裁判をなした。その他農民に就いては御郡奉行又は極めて稀に改作奉行、町人に就いては町奉行、僧侶に就いては頭寺又は寺社奉行、盜賊改方の檢舉したものには盜賊改方奉行が裁判したが、重大なものは何れも公事場奉行に送致するを要した。

サイフ 在府 藩侯の參勤して江戸邸に在る時をいふ。

サイフクジ 西福寺 金澤新道に在つて、眞宗東派に屬する。もと石川郡觀音堂村に居たが、寶永二年慶縁の時金澤折違町に移り、寶曆三年廣慶の時今の地に轉じたといふ。

サイフクジ 西福寺 羽咋郡新宮に在つて、眞宗西派に屬する。

サイフクジ 西福寺 鳳至郡宇留地に在つて、眞宗東派に屬する。

サイフツジ 西佛寺 鹿島郡七尾に在つて、眞宗東派に屬する。

サイホ 犀浦 犀川を唐めかしていふ場合に文人輩の用ひた語。

サイホウジ 西方寺 金澤泉寺町に在つて、惠光山と號し、天台宗に屬する。初は越前府中に在り、後前田利家に従うて金澤河原町に寺を建て、天正十二年利家の息女菊姫の歿し

乃迦波羅といふ。地藏堂あり。而して銅像は今現に白峰村林西寺に安んず。』といふもの、又越前名蹟考に『千蛇ヶ池の雪をわたりて行く西のかたに、さいの河原とてあり。參詣の人石を積重ねたり。』とあるもの、その他白山遊覽圖記に尾添から登山路の千翠ヶ鼻（今馬の背越）の上に塞の河原があると記されるもの、これらは今いづれも塞の河原とは言はぬ。

サイバン 裁判 加賀藩の裁判は公事場に於いて公事場奉行が之を行つた。初め式日毎に年寄一人必ず出廷して訊問に興り、年寄中の協議によつて判決を興へたが、萬治の頃から前田綱紀の親裁主義により、凡べて藩侯の下知を仰ぐことになり、又元祿七年からは、年寄の訊問に興ることを廢し、毎月廿七日出席して、訊問の終結した犯罪者に面接し、口書の讀上を聴取した後、藩侯に上申することになった。但し後には政務の多端となつた結果、輕易なる事件は年寄限りで判決することもある。訊問の方法は、口頭にてするを詮議といひ、痛苦を興へて白状せしめるを吟味といふ。吟味は藤内之を行ひ、竹刀を以て頭又は耳を打つもの、棒を以て臀を打つもの、二本の棒を以て脚を挿むもの、三種があつた。更に進んで、責道具を用ひる時は、之を拷問といふ。併し士人に對してはその名譽を尊重して、斷罪の手續を一般と異にした。凡そ士人の罪を犯した者ある時は、概ね組頭・親類又は組中に身柄を責付し、公事場奉行等その家に臨んで訊問し、刑を裁量した後藩侯に上申して決定を待つ法であつた。又

その裁判を組頭或は主人に委任することがあつて、當に輕微の刑のみならず、死刑・追放をすら稟請したことがある。この場合に若し主人が裁判の任に當れば、その罪狀と處分を文書に認め、組頭の奥書を得、月番年寄に提出し、公事場奉行の協議によつて採否を定めただのである。但し罪狀の特に憎むべき者、若しくは破廉恥に關する者は、士籍を剝奪した後公事場の揚屋に收容し、庶民と同一の裁判をなした。その他農民に就いては御郡奉行又は極めて稀に改作奉行、町人に就いては町奉行、僧侶に就いては頭寺又は寺社奉行、盜賊改方の檢舉したものには盜賊改方奉行が裁判したが、重大なものは何れも公事場奉行に送致するを要した。

サイフ 在府 藩侯の參勤して江戸邸に在る時をいふ。

サイフクジ 西福寺 金澤新道に在つて、眞宗東派に屬する。もと石川郡觀音堂村に居たが、寶永二年慶縁の時金澤折違町に移り、寶曆三年廣慶の時今の地に轉じたといふ。

サイフクジ 西福寺 羽咋郡新宮に在つて、眞宗西派に屬する。

サイフクジ 西福寺 鳳至郡宇留地に在つて、眞宗東派に屬する。

サイフツジ 西佛寺 鹿島郡七尾に在つて、眞宗東派に屬する。

サイホ 犀浦 犀川を唐めかしていふ場合に文人輩の用ひた語。

サイホウジ 西方寺 金澤泉寺町に在つて、惠光山と號し、天台宗に屬する。初は越前府中に在り、後前田利家に従うて金澤河原町に寺を建て、天正十二年利家の息女菊姫の歿し